

令和 7 年度八千代市教育委員会第 7 回定例会

令和 7 年 1 0 月 7 日
午 後 1 時 3 0 分

議 事 日 程

1 開会

2 会議録署名人の指定

3 令和 7 年度教育委員会第 6 回定例会会議録の承認

4 報告事項

(1) 教育長報告

(2) 各課報告

5 議事

議案第 1 号 八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 2 号 附属機関の委員の委嘱について
(八千代市通学区域審議会委員)

議案第 3 号 八千代市教育委員会教育功労者表彰について

6 閉会

【教育長報告】

- 1 令和7年第3回八千代市議会定例会について

【各課報告】

- 1 教師の日について（指導課）…資料1
- 2 令和8年八千代市成人式について（生涯学習振興課）
- 3 審議会等の開催状況について
（八千代市社会教育委員会議）（生涯学習振興課）…資料2
- 4 第23回八千代川柳大会について（文化・スポーツ課）
- 5 八千代市指定文化財「勝田の獅子舞」・「佐山の獅子舞」について
（文化・スポーツ課）…資料3

議案第 1 号

八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 1 0 月 7 日提出

八千代市教育委員会

教育長 嶺 岸 秀 一

八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（平成 2 1 年八千代市教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 小学校の表八千代市立西高津小学校の項中「大和田新田の一部，」を「大和田新田の一部及び」に改め，「， 緑が丘西 2 丁目 1 2 番 2 及び緑が丘西 2 丁目 1 2 番 1 6」 を削り，同表八千代市立みどりが丘小学校の項中「緑が丘西 1 丁目 6 番地～緑が丘西 1 丁目 1 7 番地， 緑が丘西 2 丁目の一部，」及び「及び吉橋の一部」を削り，同表に次のように加える。

八千代市立みどりが丘第二小学校	緑が丘西 1 丁目 6 番地～緑が丘西 1 丁目 1 7 番地， 緑が丘西 2 丁目及び吉橋の一部
-----------------	---

附 則

この規則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

みどりが丘第二小学校の通学区域を設定するため，規則を改正いたしたい。

議案第2号

附属機関の委員の委嘱について

附属機関の委員に下記の者を委嘱したいので、ご承認願いたい。

令和7年10月7日提出

八千代市教育委員会

教育長 嶺 岸 秀 一

記

1 八千代市通学区域審議会委員

委員の任期満了に伴い、次期委員を委嘱したい。

任期：令和7年10月13日～令和9年10月12日

区分	氏名	経歴・職業	備考
小中義務教育 学校長	山本 正義	八千代市立大和田小学校長	再任
	中村 史子	八千代市立大和田中学校長	再任
小中義務教育 学校 PTA 役員	服部 直也	八千代市立 大和田西小学校 PTA 会長	再任
	森 千恵子	八千代市立 八千代中学校 PTA 会長	再任
	大野 力	八千代市立 村上東中学校 PTA 会長	再任
学識経験者	村山 和一	八千代市スポーツ推進委員 協議会会長	再任
	鷹野 元嗣	勝田台幼稚園長	再任
	綱島 照雄	八千代市社会福祉協議会 会長	再任

議案第 3 号

八千代市教育委員会教育功労者表彰について

八千代市教育委員会表彰規程に基づき、下記の者を教育功労者として表彰いたしたい。

令和 7 年 1 0 月 7 日提出

八千代市教育委員会

教育長 嶺 岸 秀 一

記

個人表彰

(1) 15 年以上職員として勤務し、勤務成績が特に優秀であった者

山本 正義	(大和田小学校長)
目黒 英樹	(勝田台南小学校長)
村上 恒和	(萱田小学校長)
越川 多佳美	(萱田南小学校長)
熊谷 俊彦	(勝田台中学校長)
平山 昌広	(村上中学校長)
小林 佳代子	(八千代台小学校教諭)
高田 克巳	(八千代台西小学校教諭)
平瀬 純子	(新木戸小学校教諭)
目黒 弘美	(八千代中学校教諭)
齋木 洋子	(勝田台中学校教諭)
平田 春夫	(八千代台西中学校教諭)
腰地 左千枝	(萱田小学校養護教諭)
高橋 千恵子	(阿蘇米本学園事務長)

(2) 表彰することが適当と認められる功績があった者

鳥羽 佐知子 (八千代市芸術文化協会理事)

豊浦 いまゑ (八千代市卓球連盟理事)

綿貫 啓一 (八千代市文化財審議委員)

会田 智美 (八千代市スポーツ推進委員協議会理事)

団体表彰

(1) 学校教育または社会教育の振興について、その功績が顕著であったもの

八千代ロータリークラブ (会長 中島 貞好)

令和7年度 「教師の日」 教育長学校訪問および各学校の取組(抜粋)



教育長からのサプライズプレゼント



山本校長へ金メダルプレゼント(大小)



金メダルをかけてもらう高原校長



平山校長を囲んで座談会(村中)



ワッペンを受け取る目黒校長(勝南小)



体育祭の熊谷校長訪問(勝中)



小学1年生の授業見学(大小)



授業参観する教育長(勝南小)



「教師の日」児童集会(大南小)



「教師の日」の説明



感謝を述べる児童(大小)



花束を渡す児童(八小)



担任に花束を渡す(八小)



校長先生に感謝する児童



大浦校長先生へ(八小)



越川校長先生へ(萱田南小)



村上校長先生へ(萱田小)



花束を贈られ喜ぶ教員

令和7年度社会教育委員会議 開催結果

開催日時	令和7年9月24日（水） 午後2時00分～3時25分
開催会場	八千代市教育委員会庁舎 2階 大会議室
議 題	(1) 委員長・副委員長の選出について (2) 社会教育関係団体への補助金について (3) その他 ・視聴覚教材センター規則の廃止について
出席者名	出席委員 片寄 朗 委員長（家庭教育向上に資する者） 恵 芙久子 副委員長（学識経験者） 土橋 智子 委員（学校教育関係者） 山本 正義 委員（学校教育関係者） 鈴木 洋子 委員（社会教育関係者） 横地 清美 委員（社会教育関係者） 赤崎 有紀子 委員（家庭教育向上に資する者） 小宮 健 委員（学識経験者） 野見山 通済 委員（市民） 事務局 石原 雄二（教育次長） 井澤 延浩（生涯学習振興課長） 岡崎 智（生涯学習振興課公民館担当主幹） 岩崎 乃吏子（生涯学習振興課図書館担当主幹） 大野 光弘（文化・スポーツ課長） 花嶋 政彦（生涯学習振興課副主幹） 江尻 浩太（生涯学習振興課主査） 高橋 和也（生涯学習振興課主査） 長岡 将史（生涯学習振興課主査補） 清宮 孝紀（文化・スポーツ課主査）
公開又は非公開の別	公開
傍聴人定員及び傍聴人数	0人／定員5人
所管課名	教育委員会生涯学習振興課

※議題資料抜粋

(2) 社会教育関係団体への補助金について

対象事業	補助率	限度額	交付決定金額
子ども会活動の普及等のために行う事業	50/100	350,000 円	350,000 円
PTA 活動の普及等のために行う事業	50/100	120,000 円	
スポーツ団体活動の普及等のために行う事業	100/100	6,102,000 円	6,102,000 円
レクリエーション団体活動の普及等のために行う事業	50/100	300,000 円	300,000 円
少年少女交歓会を開催する事業	50/100	100,000 円	70,000 円
国際少年スポーツ大会を開催する事業	50/100	800,000 円	

(3) その他 視聴覚教材センター規則の廃止について

【現状】

・規則の目的

視聴覚機器(映写機, 録音・録画機, OHP その他)ならびに教材(フィルム, テープその他)を整備保管し, 学校教育社会教育の利用に供し, 教育の近代化と教育効果の向上をはかる。

・現状

八千代市では, 16ミリ映写機・スライド映写機・OHP・16ミリフィルムなどを保管しているが, インターネットやデジタル技術を活用した機器が普及したため, 需要がなくなっている。

近年の状況と目的の主旨が整合していない。

【方針】

・一定の役割は, 終えたものとし, 一旦規則を廃止することで協議を進めたい。

※なお, 老朽化した機器等を処分するものの, 歴史的・文化的価値のある教材やその再生機器については, 他部署への移管を協議。

また, 現在もニーズの高い機器については, 生涯学習振興課で貸出しを継続。

【教材保有数】

- ・16ミリフィルム 278本
- ・ビデオテープ 341本
- ・CD 234枚
- ・DVD 78枚

【近隣市の状況】

・設置

千葉市, 習志野市, 佐倉市

・廃止済

船橋市, 印西市, 白井市

八千代市指定文化財「勝田の獅子舞」、「佐山の獅子舞」開催報告

指定文化財の「勝田の獅子舞」、「佐山の獅子舞」がそれぞれ勝田大同団、佐山獅子舞保存会によって実施され、教育委員会職員がその実施状況を確認し記録をいたしました。

1 勝田の獅子舞

令和7年9月7日（日） 勝田 円福寺，駒形神社



2 佐山の獅子舞

令和7年9月23日（祝） 佐山 熱田神社，妙福寺



令和 7 年度教育委員会第 7 回定例会

一部改正案に係る新旧対照表

目次

議案第 2 号 八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則・ ・ ・ ・ ・ 1

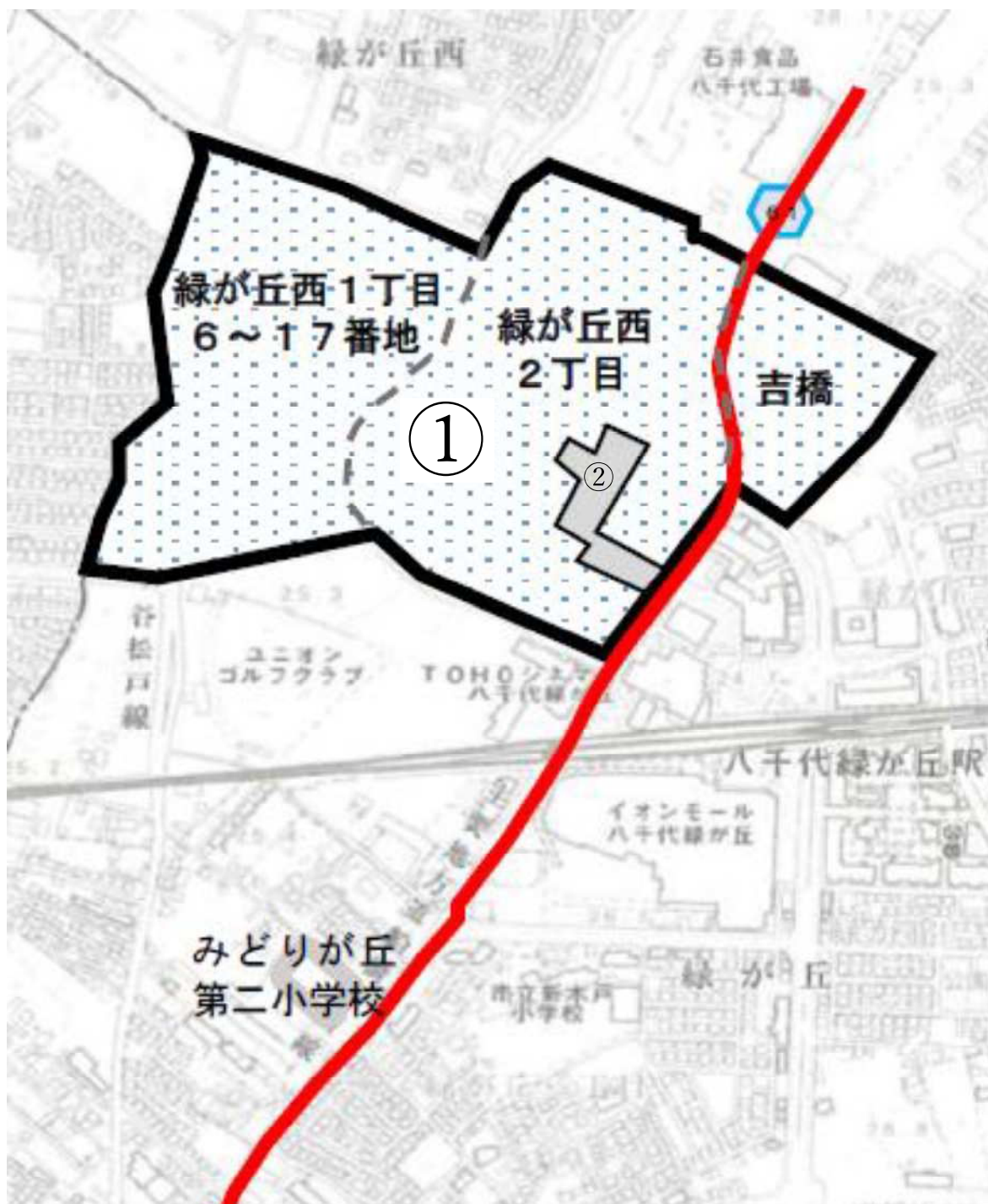
新旧対照表の見方について

- 1 左側に「現行」として現在の条文を、右側に「改正案」として改正案文が入った条文を表示しています。
- 2 原則として改正のある条だけを抜き出しています。
- 3 改正がない項及び号は、「(略)」としています。
- 4 改正案文に『第○条中「A」を「B」に改める。』とある場合
→ 現行（左側）のAと改正案（右側）のBに下線が引かれています。
- 5 改正案文に『第△条第□項を次のように改める。』とある場合
→ 現行（左側）の第□項全文と改正案（右側）の第□項全文に下線が引かれています。
- 6 改正案文に『第○条中「C」を削る。』とある場合
→ 現行（左側）のCに下線が引かれています。（改正案（右側）には下線はありません。）
- 7 改正案文に『第△条中「D」の次に「E」を加える。』とある場合
→ 改正案（右側）のEに下線が引かれています。（現行（左側）には下線はありません。）
- 8 改正案文に『第○条の次に次の1条を加える。』とある場合
→ 現行（左側）は、空白です。改正案（右側）は、加えた条の全文に下線が引かれています。
- 9 改正案文に『第△条を削る。』とある場合
→ 現行（左側）の削る条の全文に下線が引かれています。改正案（右側）は、空白です。

議案第1号 八千代市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

現行		改正案	
別表(第2条)		別表(第2条)	
1 小学校		1 小学校	
名称	通学区域	名称	通学区域
(略)	(略)	(略)	(略)
八千代市立西高津小学校	高津の一部，高津団地5街区～高津団地7街区， <u>大和田新田の一部，緑が丘2丁目17番地～緑が丘2丁目19番地，緑が丘西2丁目12番2及び緑が丘西2丁目12番16</u>	八千代市立西高津小学校	高津の一部，高津団地5街区～高津団地7街区， <u>大和田新田の一部及び緑が丘2丁目17番地～緑が丘2丁目19番地</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
八千代市立みどりが丘小学校	<u>緑が丘西1丁目6番地～緑が丘西1丁目17番地，緑が丘西2丁目の一部，緑が丘西3丁目～緑が丘西8丁目及び吉橋の一部</u>	八千代市立みどりが丘小学校	緑が丘西3丁目～緑が丘西8丁目
八千代市立八千代台東小学校	(略)	八千代市立八千代台東小学校	(略)
2・3 (略)		八千代市立みどりが丘第二小学校	<u>緑が丘西1丁目6番地～緑が丘西1丁目17番地，緑が丘西2丁目及び吉橋の一部</u>
2・3 (略)		2・3 (略)	

再編成通学区区域図



- ① ・・・緑が丘西 1丁目 6番地から 17番地、緑が丘西 2丁目の一部、吉橋の一部
- ② ・・・緑が丘西 2丁目 12番地及び緑が丘西 2丁目 12番16

令和5年 3月28日

八千代市教育委員会
教育長 小林 伸 夫 様

八千代市通学区域審議会
会 長 村 山 和



西八千代地区の開発に伴う市立みどりが丘小学校の通学区域について（答申）

このことについて、令和4年12月22日教学第997号で諮問のあった「市立みどりが丘小学校の児童数の増加が見込まれるため、同校の通学区域を変更し、適正化を図る」について、別紙のとおり答申いたします。

1 諮問内容

(1) 諮問された日

令和4年12月22日

(2) 内 容

「西八千代地区の開発に伴う市立みどりが丘小学校の通学区域について」

市立みどりが丘小学校の児童数の増加が見込まれるため、同校の通学区域を変更し、適正化を図る。

(3) 答申希望時期

令和5年3月

上記諮問に基づき、西八千代地区の小学校の通学区域について、令和4年12月22日、令和5年1月31日、3月1日に会議を開催した。

2 答申

緑が丘西1丁目6番地から17番地、緑が丘西2丁目（現在、市立西高津小学校の通学区域となっている緑が丘西2丁目12番2及び16の大型集合住宅を含む）、及びみどりが丘小学校区の吉橋を、市立みどりが丘小学校（以下「みどりが丘小学校」という。）の通学区域から大和田新田1100-1付近に建設される学校（以下「分離新設校」という。）の通学区域に変更する。

※該当の住所・地番は、別紙1の斜線の区域

※分離新設校開校年度の4月1日から施行

(1) 変更に対する配慮

通学路上の必要な箇所への通学路の整備、スクールガード等の配置等、登下校の安全確保に努めること

(2) 就学指定校の選定

別紙2(5)エに記載の意見及び確認した事項を基に、次のア、イの理由からみどりが丘小学校区の緑が丘西1丁目6～17番地、緑が丘西2丁目、みどりが丘小学校区の吉橋について、分離新設校を就学指定校とする。

また、緑が丘西2丁目12番2及び16の大型集合住宅（以下「新大型集合住宅」という）の就学指定校については、現在市立西高津小学校（以下「西高津小学校」という）となっているが、ウの理由から今回の分離新設校の設置に合わせて就学指定校を分離新設校に変更する。

ア 分離新設校への通学距離が通学区域設定の原則に基づいていること。

イ 分離新設校への通学路の大部分が広い歩道であること。

ウ 新大型集合住宅の児童の通学に係る負担等を少なくできること。

(3) 付 記

以下について、検討することを求める。

- ア 分離新設校は、みどりが丘小学校の大規模化への特別な対策として設置するものであることから、元に戻す時期や条件、又それに伴う通学区域の変更等を、事前に定めておくことについて検討すること
- イ 新大型集合住宅における、分離新設校が開校するまでの期間の通学区域の扱いについて検討すること
- ウ 分離新設校建設予定地付近の新木戸小学校区内における大和田新田の一部地域については、分離新設校の教室数に影響を与えない範囲で、可能な限り分離新設校を申請により選択ができることについて検討すること

3 審議経過

当審議会の審議経過は、別紙2のとおりである。



注：上図内の※印の部分は緑が丘西2丁目12番2及び16の大型集合住宅

令和 4 年度 八千代市通学区域審議会の審議経過

(1) 現在の西八千代地区の状況

西八千代地区は、一戸建て住宅及び集合住宅の建設が進行中であることから、児童数は急増している。これを受け、教育委員会では、調査研究事業者の協力を得て、関係部局と連携し、令和 23 年度までの西八千代地区の児童生徒数の推計に取り掛かった。令和 4 年 2 月にまとめた推計業務報告書によると令和 8 年度にはみどりが丘小学校の学級数が、保有教室数を大きく上回る見込みである。この状況に対応するため、令和 4 年 4 月に副市長を長とした全庁横断的な組織である西八千代地区小中学校等対策検討委員会（以下「検討委員会」という）を立ち上げ、基本的な方針を定めることとした。そして同年 10 月、検討委員会において基本的な方針を定めた。大和田新田 1100-1 付近に小学校の校舎を建設する方針決定を受け、みどりが丘小学校の過大規模化を解消するため、同校の通学区域の一部を変更し適正化を図るため、本審議会に諮問されたものである。

(2) みどりが丘小学校の通学区域から変更する区域

分離新設校の設置により、生じる通学区域の変更については、地区内の児童の通学に係る負担ができる限り小さくなるようにすると検討委員会で方針が定められた。これを受け、みどりが丘小学校区のうち、分離新設校に近い南側の緑が丘西 1 丁目 6～17 番地、緑が丘西 2 丁目（新大型集合住宅を含まない）、みどりが丘小学校区の吉橋の 3 つの地区の通学区域を変更する案について審議を行った。

(3) 新大型集合住宅に居住する児童の就学指定校について

ア 現在の就学指定校を定めた経緯について

新大型集合住宅に居住する就学児童（以下「新児童」という）の就学指定校をみどりが丘小学校とした場合、みどりが丘小学校の保有教室数では収まらないことから、新児童の就学指定校を令和 3 年度八千代市通学区域審議会の答申を経て、西高津小学校とすることが定められた。

イ 就学指定校の変更について

令和 3 年度の八千代市通学区域審議会答申では、西八千代地区の児童数の推移を注視し、適宜、変更地域の就学指定校を検討することとされており、今回、就学指定校の西高津小学校よりも新大型集合住宅に近い場所に分離新設校が建設される方針が定められたことにより、新児童の通学に係る負担等を少なくするために就学指定校の変更をするものとして審議を行った。

(4) 分離新設校建設予定地の付近に居住している児童の通学の扱いについて

今回の通学区域変更はみどりが丘小学校の過大規模化を解消するために行われるものであるが、分離新設校建設予定地（大和田新田 1100-1）は、新木戸小学校区にあり、現在建設予定地区付近に居住している児童や保護者のことを考えると、より近い校舎に通学を希望する可能性もある。そのため、新設校舎建設予定地の大和田新田（新木戸小学校区の大和田新田の西側）に居住している児童については、申請をすれば分離新設校の保有教室数に影響を与えない範囲で、可能な限り分離新設校へ通学できるものとして審議を行った。

(5) 通学路の現地視察

1 月 31 日に通学区域変更地区から分離新設校建設予定地までの通学路を実際に歩き、確認した。経路は次の通りである。

ア 緑が丘 2 丁目 1 番地 1 の交差点から主要地方道船橋印西線に沿って、緑が丘西 1 丁目 4 番地 1 の交差点までの歩道

イ 緑が丘西 1 丁目 4 番地 1 の大型集合住宅前を通り、緑が丘西 1 丁目 6 番地と緑が丘西 2 丁目の間を通り、緑が丘西 1 丁目 11 番地まで

ウ 緑が丘西 1 丁目 13 番地から隣接市との境界を通り、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線を東葉高速鉄道高架下まで進み、主要地方道船橋印西線へ抜ける路地を通り、主要地方道船橋印西線から分離新設校建設予定地まで

エ 分離新設校への通学路の検証

分離新設校の通学路について、意見及び確認した事項は以下のとおりである。

- (ア) 大部分が広く、歩きやすい安全な歩道がある。
- (イ) 通学距離は通学区域設定の原則の範囲内である。
- (ウ) 駅へ急ぐ自転車及び歩行者と接触する事故が心配である。
- (エ) 東葉高速鉄道高架下の交差点は交通量が多く、横断歩道及び歩行者用の信号機の設置が必要である。なお、信号機については歩車分離式信号機の設置が望ましい。
- (オ) 分離新設校建設予定地前の主要地方道船橋印西線の横断歩道に信号機の設置が必要である。

八千代市通学区域審議会委員名簿(案)

No.	区 分	氏 名	経 歴 ・ 職 業	任 期
1	小中義務教育 学校長	山 本 正 義	八千代市立大和田小学校長	R7. 10. 13 ～ R9. 10. 12
2		中 村 史 子	八千代市立大和田中学校長	R7. 10. 13 ～ R9. 10. 12
3	小中義務教育学校 P T A役員	服 部 直 也	八千代市立大和田西小学校 P T A会長	R7. 10. 13 ～ R9. 10. 12
4		森 千 恵 子	八千代市立八千代中学校 P T A会長	R7. 10. 13 ～ R9. 10. 12
5		大 野 力	八千代市立村上東中学校 P T A会長	R7. 10. 13 ～ R9. 10. 12
6	学識経験者	村 山 和 一	八千代市スポーツ推進委員 協議会会長	R7. 10. 13 ～ R9. 10. 12
7		鷹 野 元 嗣	勝田台幼稚園長	R7. 10. 13 ～ R9. 10. 12
8		綱 島 照 雄	八千代市社会福祉協議会 会長	R7. 10. 13 ～ R9. 10. 12